

## 自動車使用管理実績報告書の提出案内

### ～電子申請・届出システムを利用できない場合～

2025 年度(令和7年度)分実績報告提出期間  
2026 年4月1日(水)～2026 年6月 30 日(火)

下記の①から④に従い実績報告書を作成し、提出してください。

#### 事務の概要

#### ① 様式・記入要領をダウンロードする

- 1 下記のアドレスにアクセスし、「自動車NOx・PM法関係資料(自動車使用管理計画書等様式)」を表示させてください。
- 2 「3 【様式】自動車使用管理実績報告書」、(2) 郵送、持参用 のエクセルファイル4つ(様式第3(第2条関係)、別紙1、別紙2、別紙3)及び「2 記入要領」のPDFファイルをダウンロードしてください。

〈HPアドレス〉

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/youshikinopm.html>

※インターネット等の使用が不可能な事業者様の場合

宛先を記入した返信用封筒(切手180円分を貼付)と「自動車使用管理実績報告書の様式希望」の旨を記したメモを同封し、裏面の窓口あて郵送してください。様式及び記入要領をお送りします。

#### ② 必要事項を記入する

記入要領に従い作成してください。

#### ③ 記入内容を確認する

下記の点については必ずチェックしてください。

チェック箇所	主なチェック事項
様式第3(表紙)	昨年度からの変更はないか。 ※社名、所在地や主たる事業場の名称、所在地については、提出いただいている自動車使用管理計画書と同じになるようにしてください。変更がある場合は、「住所等変更届出書」の提出が必要となります。 ※産業分類についても、過去との整合性を図るため、前回の計画書・報告書提出時と同じ番号・業種を記載してください。
別紙1「合計台数」	別紙1「合計台数」＝別紙2「2025年度末台数」となっているか。
別紙2	「2024年度末台数」＋「2025年度増加台数」－「2025年度減少台数」＝「2025年度末台数」となっているか。
別紙3	記入漏れがないか。

\* 「住所等変更届出書」については、従来の所管事務所にご提出ください。

#### ④ 郵送又は持ち込みにより提出する

実績報告書2部、郵送時は返信用封筒（切手貼付のこと）を同封してください。

### ▼▼実績報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

実績報告書及び計画書の提出先は、愛知県内の主たる事業所のある市町村により異なります。下記を参照してください。

なお、計画書提出後、転居等により住所等変更届を提出し、提出先の機関から所管が変更された連絡があった場合、または、新たに特定事業者等に該当することとなった場合は、主たる事業所の所在地を所管する機関が提出先となります。

愛知県内の主たる事業所の所在地 (本社が県内にある場合は本社の所在地)	提出窓口・お問い合わせ先		
	機関名 電子メールアドレス	所在地	電話番号
名古屋市	環境局環境政策部 水大気環境課 mizutaiki@pref.aichi.lg.jp	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6215 (タ`ヤルイン)
豊橋市、豊川市、蒲郡市	東三河総局 県民環境部 環境保全課 higashimikawa@pref.aichi.lg.jp	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4	0532-35-6113 (タ`ヤルイン)
一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市(旧祖父江町を除く)、 岩倉市、清須市、北名古屋市、 豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民 事務所 環境保全課 owari@ pref.aichi.lg.jp	環境保全 第一グループ 〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7254 (タ`ヤルイン)
瀬戸市、春日井市、小牧市、 尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町		環境保全 第二グループ	052-961-7255 (タ`ヤルイン)
津島市、 愛西市(旧立田村及び旧八開村を除く)、 弥富市、あま市、大治町、蟹江町、 飛島村	海部県民事務所 環境保全課 ama@pref.aichi.lg.jp	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131 (タ`ヤルイン)
半田市、常滑市、東海市、 大府市、知多市、阿久比町、 東浦町、武豊町	知多県民事務所 環境保全課 chita@pref.aichi.lg.jp	〒475-8501 半田市出口町 1-36	0569-21-8111 (代)
岡崎市、 西尾市(旧吉良町、旧一色町、旧幡豆町を除く)、 幸田町	西三河 県民事務所 環境保全課 nishimikawa@ pref.aichi.lg.jp	環境保全 第一グループ 〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 (タ`ヤルイン)
碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市		環境保全 第二グループ	0564-27-2876 (タ`ヤルイン)
豊田市、みよし市	西三河県民事務所 (豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課 toyotakamo- kankyo@pref.aichi.lg.jp	〒471-8503 豊田市元城町 4-45	0565-32-7494 (タ`ヤルイン)

(所管市町村は、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されている市町村ですが、稲沢市のうち旧祖父江町、愛西市のうち旧立田村及び八開村、岡崎市のうち旧額田町、西尾市のうち旧一色町、吉良町及び幡豆町、豊田市のうち旧藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村及び稲武町、豊川市のうち旧一宮町については、合併後も対策地域には該当しません。)